愛媛県立都市公園条例等の一部を改正する条例新旧対照表

	愛媛県立都市公園条例(昭和3	4年 3 月24日	条例第19号	分の一部改	な正		第1条に係る部分			
		新						旧		
別表 2 (第12条関係)					別	別表 2 (第12条関係)				
公園施設の設置等に係る使用料					公園施設の設置等に係る使用料					
	1 省略					1	省略			
	2 都市公園を占用し、又は都	市公園にお	いて行為を	する場合		2	都市公園を占用し、又は都	『市公園におい	て行為をす	る場合
	区分	単位	金額	備考			区分	単位	金額	備考
	省略	当略				雀	암略			
	郵便差出箱又は信書便差出箱	1 箇	272円			垂	『便差出箱	1 箇	272円	
	を設ける場合	1年につき				を	設ける場合	1年につき		
	省略						許略			
注 1 球戯場以外の有料公園施設の区域における設置期間が 1						泊	三 1 球戯場以外の有料公園	園施設の区域に	おける設置	期間が 1
月未満の公園施設の設置並びに占用期間が1月未満の電柱							月未満の公園施設の設置	量並びに占用期	間が1月未	満の電柱
その他これに類するもの、郵便差出箱 <u>、信書便差出箱</u> 、公衆							その他これに類するも <i>の</i>)、郵便差出箱		、公釒
電話所及び標識の設置にあつては、第1号の表及び第2号の							電話所及び標識の設置に	あつては、第	1号の表及	び第2号の
表の規定にかかわらず、これらの表に規定する金額に103分							表の規定にかかわらず、	これらの表に	規定する金	額に103分
の105を乗じて得た額(1円未満切捨て)をこれらの表に規							の105を乗じて得た額(1円未満切捨で	て)をこれ!	らの表に規
定する金額とする。							定する金額とする。			
2~5 省略							2~5 省略			

愛媛県屋外広告物条例(昭和39年10月6日条例第50号)の一部改正

第2条に係る部分

新	旧
(禁止)	(禁止)
第4条 省略	第4条 省略
2 次の各号に掲げる物件には、広告物を表示し、又は広告物を掲出	2 次の各号に掲げる物件には、広告物を表示し、又は広告物を掲出
する物件を設置してはならない。	する物件を設置してはならない。
(1)~(5) 省略	(1)~(5) 省略
(6) 郵便ポスト <u>、信書便差出箱</u> 、電話ボツクス及び路上変電塔	(6) 郵便ポスト、電話ボツクス及び路上変電塔
(7)~(10) 省略	(7)~ (10) 省略

新	IΠ
3 省略	3 省略

公害紛争処理の手続に要する費用等に関する条例(昭和45年10月16日条例第36号)の一部改正 第3条に係る部分

公告初ず処理の子続に安りる貧用寺に関りる宗例(昭和454	年10月16日宗例第30号)の一部以正 第 3 宗に係る部方
新	IΠ
(公害紛争処理の手続に要する費用の除外)	(公害紛争処理の手続に要する費用の除外)
第2条 法第44条第2項に規定する条例で定める費用は、次の	の各号に第2条 法第44条第2項に規定する条例で定める費用は、次の各号に
掲げるものとする。	掲げるものとする。
(1)~(3) 省略	(1)~(3) 省略
(4) 呼出又は送達のための <u>費用</u>	(4) 呼出又は送達のための <u>郵便料又は電信料</u>